

# 青森県報

第二千九百六十九号

平成二十年  
八月八日  
( 金 曜 日 )

## 目 次

### 規 則

青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則…………… ( 建築住宅課 ) …… 一

### 告 示

青森県個人情報保護条例第二十條第一項の開示請求があつた場合において直ちに開示することができる保有個人情報の一部改正…………… ( 総務学事課 ) …… 二

### 公 告

特定非営利活動促進法第十條第二項の規定による公告…………… ( 県民生活文化課 ) …… 二  
右 同…………… ( 同 ) …… 三  
特定非営利活動促進法第二十五條第五項において準用する同法第十條第二項の規定による公告…………… ( 同 ) …… 三  
浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表…………… ( 河川砂防課 ) …… 三  
右 同…………… ( 同 ) …… 四  
右 同…………… ( 同 ) …… 四

### 出 先 機 関

道路の位置の指定…………… ( 西北地域民局 ) …… 四

### 公 安 委 員 会

警備員指導教育責任者講習 ( 追加取得講習 ) の実施…………… ( 生活安全企画課 ) …… 五

## 規 則

警備員指導教育責任者講習 ( 新規取得講習 ) の実施…………… ( 同 ) …… 六

青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年八月八日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第三十五号

#### 青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

青森県建築基準法施行細則 ( 昭和三十六年二月青森県規則第二十号 ) の一部を次のように改正する。

第三條第二項第一号中「第十二項」を「第十三項」に、「第六十八條の五の二第二項」を「第六十八條の五の三第二項」に改め、同項第二号中「まで」の下に「若しくは第七項」を加え、「第六十八條の五の四第一項」を「第六十八條の五の五第一項」に、「第六十八條の五の五」を「第六十八條の五の六」に改める。

第五條第一号中「第五十條」を「第四十八條第十三項」に、「法第四十八條第一項」を「同條第一項」に改める。

第十條第三項中「第五條第二項」を「第五條第三項」に、「は、報告書」を「定期調査報告概要書及び調査結果表は、これら」に改め、同條第四項中「第五條第三項」を「第五條第四項」に改め、同條に次の一項を加える。

5 施行規則第六條の三第五項第二号の規定により知事が定める期間 ( 同條第二項第七号の書類に係るものに限る。 ) は、当該書類による報告を受けた日から起算して三年間とする。

第十一條第二項に次のただし書を加える。

ただし、前項第三号に掲げる建築設備に係る同條第一項の国土交通大臣が定める検査の項目については、当該建築設備が設けられている前條第二項各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める年の九月一日から十一月三十日までとする。

第十一條第三項中「第六條第二項」を「第六條第三項」に、「は、報告書」を「

定期検査報告概要書及び検査結果表は、これらに改め、同条第四項中「第六条第三項」を「第六条第四項」に改め、同条に次の一項を加える。

5 施行規則第六条の三第五項第二号の規定により知事が定める期間（同条第二項第八号の書類に係るものに限る。）は、当該書類による報告を受けた日から起算して一年間（第二項ただし書の検査の項目に係る書類にあつては、三年間）とする。

第十五条第一項中「(3)項、(4)項及び(5)項」を「及び(3)項」に改め、同項の表中「第四十七条ただし書又は第八十五条第三項若しくは第五項」を「又は第四十七条ただし書」に、「第十二項」を「第十三項」に、「第六十八条の五の二第二項」を「第六十八条の五の三第二項」に改め、同表に次のように加える。

法第八十五条第三項又は第五項の規定による許可

構造詳細図  
使用建築材料表  
室内仕上げ表

第十六条中「(3)項、(4)項及び(5)項」を「及び(3)項」に改める。

第十七条第三号中「第七条の三第一項」を「第七条の三第一項第二号」に改め、同条中第四十四号を第五十号とし、第三十四号から第四十三号までを六号ずつ繰り下げ、第三十三号の次に次の六号を加える。

三十四 法第七十七条の三十五の五第一項の規定により指定構造計算適合性判定機関を指定したとき。

三十五 法第七十七条の三十五の五第二項の規定による届出があつたとき。

三十六 法第七十七条の三十五の十三第一項の許可をしたとき。

三十七 法第七十七条の三十五の十四第一項又は第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関の指定を取り消したとき。

三十八 法第七十七条の三十五の十四第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

三十九 法第七十七条の三十五の十五第一項の規定により知事が構造計算適合性判定の業務を行わないこととしよつとするとするとき。

第十九条第一項中「第十二項」を「第十三項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第五百七十五号

平成二十三年四月一日青森県告示第二百二十八号（青森県個人情報保護条例第二十条第一項の開示請求があつた場合において直ちに開示することができる保有個人情報）の一部を次のように改正する。

平成二十年八月八日

青森県知事 三 村 申 吾

表薬種商販売業認定試験の項の次に次のように加える。

登録販売者試験	項目別得点及び総合得点	合格発表の日 から一月間	健康福祉部医療薬務課
---------	-------------	-----------------	------------

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年八月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十年七月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人子どもよりみち
- 三 代表者の氏名

林 光能

四 主たる事務所の所在地

三沢市中央町一丁目八の三九

五 定款に記載された目的

この法人は、三沢市及び周辺市町村の住民と児童に対して、日本古来の伝統文化の振興や普及啓発及び三沢米軍基地に在在の諸外国人との国際交流を図る事業を行うことによつて、児童の健全育成と豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年八月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十年七月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人白神共生機構

三 代表者の氏名

山下 祐介

四 主たる事務所の所在地

鱒ヶ沢町大字赤石町字大和田三九の四二

五 定款に記載された目的

この法人は、世界自然遺産・白神山地と共生する作法を私たち自身が身につけるため、多方面からの知恵の結集と支援者との連携によつて、周辺地域を守り、共生していく道を探ることにより、持続可能な社会づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款

変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年八月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十年七月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森糖尿病療養指導研究会

三 代表者の氏名

増田 光男

四 主たる事務所の所在地

青森市勝田一丁目一四の二〇

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県内の医療従事者に対して、糖尿病療養指導に関する正しい知識や技術を普及し、糖尿病療養指導士を育成するとともに、地域における糖尿病療養の啓発を図る事業を行うこと、糖尿病患者の健康と福祉の向上に寄与する。さらに、糖尿病を含む生活習慣病の予防、ケアに関する研究・調査や教育活動・支援を行い県民の健康増進に寄与することを目的とする。

浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を定め、同条第三項の規定により公表する。

なお、当該区域及び当該水深を表示した図面は、青森県土木整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備え置いて閲覧に供する。

平成二十年八月八日

青森県知事 三 村 申 吾

高瀬川水系

名 称	区 間	
	上 流 端	下 流 端
高瀬川	作田川の合流点	左岸 上北郡東北町大字上野字 北谷地三四七番二地先 右岸 上北郡東北町大字上野字 北谷地一〇六番地先
赤川	神ノ沢の合流点	高瀬川への合流点

浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第三項の規定により公表する。

なお、当該区域及び当該水深を表示した図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備え置いて閲覧に供する。

平成二十年八月八日

青森県知事 三 村 申 吾

馬淵川水系

名 称	区 間	
	上 流 端	下 流 端
浅水川	大谷地川の合流点	馬淵川への合流点

浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第三項の規定により公表する。

なお、当該区域及び当該水深を表示した図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備え置いて閲覧に供する。

平成二十年八月八日

青森県知事 三 村 申 吾

五戸川水系

名 称	区 間	
	上 流 端	下 流 端
五戸川	三川目川の合流点	海に至る場所

出 先 機 関

西北地域県民局告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、西北地域県民局地域整備部及び五所川原市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年八月八日

西北地域県民局長 藤 本 正 雄

位 置	延 長	幅 員	指 定
五所川原市大字漆川字浅井 一一七の三四	四九・五〇メートル	六・〇二メートル	平成 二〇・年 八月八日

公安委員会

青森県公安委員会告示第八十六号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七條に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第二條の規定により公示する。

平成二十年八月八日

青森県公安委員会委員長 橋本 八右衛門

一 講習の区分、実施期間等

講習の区分	実施期間	実施時間
法第二條第一項第四号に規定する警備業務に係る追加取得講習（以下「四号追加取得講習」という。）	平成二十年九月二十五日（木）から同月二十六日（金）までの二日間	午前九時から午後四時五十五分まで
法第二條第一項第一号に規定する警備業務に係る追加取得講習（以下「一号追加取得講習」という。）	平成二十年十月六日（月）から同月十日（金）までの五日間	午前九時から午後四時まで

二 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

三 受講定員

- 1 四号追加取得講習 十五人（予定）
- 2 一号追加取得講習 二人（予定）

四 受講対象者

受講申込み日において、受講に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

- 1 最近五年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- 2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四條に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- 3 検定規則第四條に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 4 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一條第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- 5 旧検定規則第一條第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

五 受講申込みの手続き

- 1 受講申込みの受付期間等
- (一) 受付期間及び受付時間

講習の区分	受付期間	受付時間
四号追加取得講習	平成二十年八月二十五日（月）から同月二十九日（金）までの間	午前九時から午後五時までの間
一号追加取得講習	平成二十年九月二日（火）から同月五日（金）までの間	午前九時から午後五時までの間

(二) 受付の締切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定定員に達し次第、

交付を締め切る。

2 受講申込みの受付場所

青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込み方法

五の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三〇センチメートル、横の長さ二〇センチメートルの写真一葉をはり付けること。）一通及び既に交付を受けている受講に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の写しに、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 四の1に該当する者は、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(二) 四の2に該当する者は、一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し

(三) 四の3に該当する者は、二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 四の4に該当する者は、旧一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し

(五) 四の5に該当する者は、旧二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

次の講習の区分に応じた受講手数料を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

(一) 四号追加取得講習 一万円

(二) 一号追加取得講習 二万三千円

六 講習受付時間

1 四号追加取得講習

講習初日の午前八時三十分から午前九時まで

2 一号追加取得講習

講習初日の午前十一時十五分から午前十一時四十五分まで

七 その他

1 講習終了後、修了審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

八 受講申込みに関する問い合わせ先

1 青森県警察本部生活安全企企画課  
電話〇一七 七二三 四二二一内線三〇四五

2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第八十七号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第二條の規定により公示する。

平成二十年八月八日

青森県公安委員会委員長 橋本 八 右 衛 門

一 講習の区分

法第二條第一項第一号に規定する警備業務に係る新規取得講習

二 実施期間及び実施時間

平成二十年十月一日（水）から同月十日（金）までの八日間（土曜日及び日曜日を除く。）午前九時から午後四時まで

三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

三十人（予定）

五 受講対象者

受講申込み日において、次のいずれかに該当する者とする。

1 最近五年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十二條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

六 受講申込みの手続き

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十年九月一日（月）から同月五日（金）までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込み方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチ

メートルの写真一葉をはり付けること。）一通に、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する者は、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(二) 五の2に該当する者は、一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する者は、二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する者は、旧一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し

(五) 五の5に該当する者は、旧二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料四万七千円を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時まで

八 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問い合わせ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課  
電話〇一七 七三三 四二二一内線三〇四五

2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七 七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一 銭
--------------------------------------	--	----------------------------------